

小牧市事後審査型制限付一般競争入札公告説明書

1. 最低制限価格に関する事項について
最低制限価格が「有」の場合には、事後公表とする。

2. 入札等の方法に関する事項について

(1) 実施方法

電子入札の実施については、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成20年3月28日19小総第1247号）（以下「電子入札要領」という。）により行う。電子入札要領及びその他の書類等は小牧市ホームページよりダウンロードできる。また、電子調達システム利用規約及び操作手引書等を熟読しておくこと。

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）の利用時間は、平日午前8時から午後8時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(2) 紙入札について

I Cカードの再取得手続中等、電子入札要領第11条第2項の規定に該当し、紙入札での参加を希望する者は、「13. 問い合わせ先」に電話で連絡し、指示を受けるものとする。

3. 入札参加資格要件に関する事項について

【建設業の許可】

建設業の許可は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となる。

また、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出（当該届出の義務がない者を除く。）の義務を履行していること。（経営事項審査の総合評定値通知書の写しで確認を行う。）

※対照表

業種	公告表記	業種	公告表記	業種	公告表記
土木工事業	土木一式	建築工事業	建築一式	大工工事業	大工
左官工事業	左官	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート	石工事業	石
屋根工事業	屋根	電気工事業	電気	管工事業	管
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物工事業	鋼構造物	鉄筋工事業	鉄筋
ほ装工事業	ほ装	しゅんせつ工事業	しゅんせつ	板金工事業	板金
ガラス工事業	ガラス	塗装工事業	塗装	防水工事業	防水
内装仕上工事業	内装仕上	機械器具設置工事業	機械器具設置	熱絶縁工事業	熱絶縁
電気通信工事業	電気通信	造園工事業	造園	さく井工事業	さく井
建具工事業	建具	水道施設工事業	水道施設	消防施設工事業	消防施設

清掃施設工事業	清掃施設	解体工事業	解体		
---------	------	-------	----	--	--

【所在地】

本公告日において、契約を締結する営業所の所在地のことをいう。（建設業法第3条の許可を有する営業所等）ただし、小牧市入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限る。

〈小牧市内本店〉：小牧市内に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者。

〈小牧市内支店〉：小牧市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所を有する者。

〈愛知県内本店〉：愛知県内に建設業法上の主たる営業所を有する者。

〈愛知県内支店〉：愛知県内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所を有する者。

【総合評定値】

入札参加申込書の提出日に1年7か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の総合評定値を指す。

なお、市内に本店、支店又は営業所等があり当該年度の入札参加資格を有しているもので、土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事については、小牧市建設工事入札総合点数算定要領（平成26年7月1日26小契第56号）に基づき設定された当該年度、当該業種の市独自点を加算した合計点数を指す。（市独自点がない場合は、総合評定値のみの点数とする。）

【施工実績】

記載された施工実績を有していることが必要である。施工実績は、指定の日以降に完成したすべての要件を満たす元請工事で、金額は1契約の税込とする。なお、この施工実績は、入札に参加する企業等の実績であり、この工事に配置を予定する技術者個人の実績である必要はありません。

【配置技術者】

現場に配置する技術者要件は以下のとおりとする。（建設業法第26条）

- (1) 配置技術者は3か月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (2) 配置技術者は請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要である。また、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要である。また、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定するものをいう。以下、同じ。）を専任で配置し、特記仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとする。

【その他】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告日において、小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (3) 一般競争入札の参加の申込みをした日から当該工事の落札決定の日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。
- (6) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当するものの全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4. 入札参加申込書の提出に関する事項について

入札参加申込書の提出方法は以下のとおりとする。

(1) 提出方法

電子入札システムにより、入札参加申込書に必要事項を入力し、別途小牧市ホームページに掲載されている制限付一般競争入札参加申込書（様式第1）に必要事項を入力して添付ファイルとして送信すること。入札参加申込書（様式第1）は小牧市ホームページ掲載の様式を使用すること。ファイル名は「<会社名><工事名の後の番号>申込書.doc」とすること。

例 小牧建設 01234 申込書.doc

(2) 受付の確認

電子入札システムにより「入札参加申込書受付票」（以下「受付票」という）を発行する。受付票は印刷し、保管すること。

5. 設計図書の配布に関する事項について

設計図書は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）において、圧縮ファイルを解凍しなければならない。

(1) 設計図書の配布場所は以下のとおり。

「P P I」 - 「入札公告」 - 「検索（調達機関は小牧市）」 - 「調達案件名称（本案件をクリック）」

6. 設計図書に対する質問等に関する事項について

質問書の様式は小牧市ホームページよりダウンロードすること。

7. 入札書及び工事費内訳書の提出方法等に関する事項について

(1) 提出方法

- ①工事費内訳書は小牧市ホームページに掲載されている様式を使用すること。
- ②提出する工事費内訳書のファイル名は「<会社名>内訳書.xls」とすること。（10文字以内で工事名等を追加することは可とする）
例 小牧建設内訳書.xls

(2) 入札の方法

- ①入札は原則として電子入札システムにて行い、紙入札、郵便、電報による入札は認めない。
- ②工事費内訳書の提出がない場合、入札金額と工事費内訳書の総額の不一致、工事名等が明らかに異なる場合は無効とする。

8. 落札候補者の決定に関する事項について

(1) 入札の執行について

- ①入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- ②予定価格を事前公表した場合の1件の入札に係る入札執行回数は、小牧市入札参加者心得書第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず1回とし、再度入札は行わないものとする。
- ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札候補者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定する。

(3) 資格確認書類（提出書類）

入札参加資格確認申請書等の様式については、小牧市ホームページからダウンロードし、小牧市指定の様式を提出すること。なお、提出書類のみでは判断できない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。また、提出された申請書等は、申請者に返却しない。

①制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5）

（財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による竣工時工事カルテの写し（技術データ含む）を添付すること。※施工実績の内容が工事カルテで確認できないときは、契約書、設計書、仕様書等の写しも添付すること。

②経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申請日に1年7か月を経過していない最新のもの）

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出を、経営事項審査の総合評定値通知書の写しで確認できない場合は、確認できる書類を併せて提出すること。届出の義務がない場合は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」を提出すること。

③配置する監理技術者又は主任技術者に係る免許等の写し

※実務経験による場合は、実務経験証明書（小牧市ホームページ掲載の様式）を提出すること。

④配置する監理技術者又は主任技術者の恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し

⑤建設業許可に係る次の書類の写し

ア 建設業許可申請書 様式第一号（第二条関係）

イ 建設業許可申請書 別紙二

ウ 建設業許可申請書 別紙四

又は専任技術者証明書（新規・変更）様式第八号（第三条関係）

※国又は都道府県に届けているものの最新の写し（建設業許可申請書副本の写し）を添付すること。（受付機関の受付印の押印が確認できるもの。）

提出された上記申請書等は、申請者に返却しない。

なお、監理技術者補佐を専任で配置する場合は下記の資料も併せて提出すること。

①監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

②監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類の写し

③特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

※同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとする。（工事は低入札工事でないこと）

(4)資格確認書類の提出部数

1部

(5)資格確認結果の通知

資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえ、当該落札者に電子入札システムにより通知する。

資格がないと認められた場合は、制限付一般競争入札（共同企業体）参加不適格通知書により、その理由を付して通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合は、通知のあった日の翌日から起算して7日（小牧市の休日を定める条例（平成2年小牧市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に小牧市役所総務部契約検査課に書面を持参すること。

理由は、説明を求める文書を受理した日の翌日から起算して7日以内に書面で回答する。落札候補者が資格なしとなった場合は、次の順位の人から適格者が確認できるまで順次審査を行うので、資格確認書類を求められた場合は、2日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部契約検査課まで持参すること。期限内に資格確認書類を提出しないときは、無効とする。

9. 契約書作成の要否に関する事項について

契約書作成が「要」の場合には、契約書による契約締結が必要となる。契約約款については、小牧市ホームページで閲覧することができる。

10. 前払金及び中間前払金に関する事項について

前払金及び中間前払金が「有」の場合には、前払金及び中間前払金を請求することができる。前払金等の割合については以下のとおり。なお、多年度にわたる業務では、各年度ごとに支払うことのできる金額に制限がかかる場合がある。

(1) 前払金

関係要領に基づき、契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。

(2) 中間前払金

関係要領に基づき、契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。

11. 契約保証金に関する事項について

契約保証金が「有」の場合には、契約金額の10分の1以上の金銭的契約保証を求める。

12. 入札及び契約手続き等に関する事項について

(1) 無効とする入札

- ①小牧市契約規則第13条及び入札参加者心得書第16条の規定に基づくもののほか、事前公表をした予定価格を上回る入札又は、最低制限価格未満の入札は無効とする。
- ②3に規定する入札参加資格要件に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに小牧市入札参加者心得書等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ③談合情報が寄せられ、情報どおりの入札結果となった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、当該入札を無効とする。
- ④複数の案件で落札候補者となった時、配置できる技術者等に限りがある場合は、開札日時の早い案件から落札候補者決定順に技術者等を配置することとし、技術者等を配置できない案件は、入札参加資格を満たしていないものとして無効とする。その場合、次順位者を落札候補者とし、資格審査を行うものとする。

(2) その他必要な事項

- ①工期は、事情により変更することがある。
- ②入札に参加したものは、入札後において公告、設計図書、工事請負契約書、現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ③下請業者の選定並びに建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- ④契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、小牧市は一切の損害賠償の責を負わない。

- ⑤落札者は、契約保証金等の関係書類を小牧市ホームページよりダウンロードし、工事担当課へ提出すること。
- ⑥本入札に関連して指名停止の措置を科せられた者は、本入札における目的物の再度公告入札があるときには、その入札に参加することはできない。
- ⑦配置技術者について
- ア. 監理技術者制度運用マニュアルを遵守すること。
- ※監理技術者等の専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約工期中であっても、専任を要しない期間として認められる場合は配置予定技術者として申請することは可能である。その場合は、事前に担当課と協議したうえで資格確認書類を提出すること。
- イ. 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置技術者を当該工事の現場に配置すること。
- ウ. 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。
- ⑧落札候補者が入札参加資格条件を満たしているにもかかわらず辞退した場合は、指名停止等の措置をする場合がある。
- ⑨本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく工事である場合、落札者は、建設リサイクル法第13条及び特定建設資材にかかる解体に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づく書面等を工事担当課へ提出すること。（小牧市ホームページから様式をダウンロードして提出すること。）
- ⑩上記に定めのないものは、地方自治法、小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）、電子入札要領、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成18年9月6日施行）及び小牧市入札参加者心得書による。

13. 問い合わせ先

小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市総務部契約検査課

電話（0568）76-1103（直通）

最低制限価格について

(1) 土木工事における最低制限価格は、次の算定方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	最低制限価格		
事後公表	土木工事	予定価格 算定上の	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 直接工事費×9.5% 共通仮設費×9.0% 現場管理費×8.7% 一般管理費×6.5% </div> <div style="margin-left: 20px; vertical-align: middle;"> の合計額(千円未満切捨て) ×1.10(消費税及び地方消費税) </div>

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の92を超える場合は100分の92に相当する額、また100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。

注1：土木関係の機械設備工事、電気設備等は土木工事で算出する。

(2) 建築工事における最低制限価格は、次の算定方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	最低制限価格		
事後公表	建築工事	予定価格 算定上の	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 直接工事費×90%×9.5% 共通仮設費×9.0% (直接工事費×10%+現場管理費)×8.7% 一般管理費×6.5% </div> <div style="margin-left: 20px; vertical-align: middle;"> の合計額(千円未満切捨て) ×1.10(消費税及び地方消費税) </div>

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の92を超える場合は100分の92に相当する額、また100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。

※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。